

# 第四十六回国会 参议院社会労働委員会会議録第二十八号

昭和三十九年五月二十八日(木曜日)

午前十一時八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 強君  
 理事 鈴木 強君  
 亀井 光君  
 高野 一夫君  
 藤田藤太郎君  
 柳岡 秋夫君

委員

加藤 武徳君  
 紅露 みつ君  
 佐藤 芳男君  
 徳永 正利君  
 丸茂 重貞君  
 山本 杉君  
 杉山善太郎君  
 藤原 道子君  
 小平 芳平君  
 林 塩君

政府委員

労働政務次官 藏内 修治君  
 労働省労働局長 三治 重信君  
 事務局側  
 常任委員 増本 甲吉君  
 会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件  
 ○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木強君) ただいまから開会いたします。

理事辞任の件を議題といたします。徳永正利君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠を互選したいと存じますが、互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは、理事に亀井光君を指名いたします。

○委員長(鈴木強君) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は、どうぞ順次御発言願います。

○藤田藤太郎君 きょう労働省からもありました「対資本限界雇用係数表」がありますが、この点をひとつ御説明いただけませんか。

○政府委員(三治重信君) 限界雇用係数と申しますのは、現在ある資本設備に対して、さらに追加投資をした場合に、その追加投資についてどれだけの雇用が加えられるかという、その割合を限界雇用係数と、こういうことにな

ります。それを百万円の追加投資にあ

たってどれだけの雇用が増加するか、こういう表を通産省の工業統計表によりましてつくったのがこの表でございます。三十五年、三十六年という表でございます。それによりまして、製造業計で三十五年で〇・六七五六八百万円当たり伸びる。それから、三十六年ではこれが〇・三三〇九八、これはもちろん何と申しますか、年によって、産業によって、その投資が加えられるその雇用は、雇用係数の高いところの産業によけい投資されれば雇用係数がふえる、その少ないところに投資されるときには少なくなる。したがって、年ごとに相当の変化がある。

したがって、ほんとうの意味の限界雇用係数をやりますと、相当長期にわたって、しかも、技術革新というものがそれほどない場合に初めて安定する、技術革新がいきますという雇用係数も低下していくと、こういうふうな状況になります。単年度でそれを全体だというふうにはなかなかいえないわけでございます。ことに三十五年、六年というふうには、非常に変化があるところは、相当産業によって投資が片寄っている、あるいは技術革新が相当行なわれるというふうには理解すべきではないかというふうに考えます。

それで、やはり大体的常識のようで、身の回り品、こういうものは、たとえば設備としてはミシンを投資すればそれだけ雇用がふえる、ところが、化学工業というふうな装置産業になりますというところ、〇・三三〇九八というふうには、非

常にたくさん設備をしても雇用はそれほどふえないというふうになるわけでございます。

概略以上のごとくであります。

○委員長(鈴木強君) 労働局長、この雇用係数表を委員の皆さんに一部ずついただけませんか、いかがでございますか。

○政府委員(三治重信君) はあ、全部に差し上げます。

○藤田藤太郎君 そこで、機械化の進歩というのは、化学産業を先頭に、非常に進んでいるわけです。それで、まあ手工業に類したところは、わりに投資額に応じて収容人数が多いわけですね。ところが、昭和三十五年と六年の表を見て、非常に大きな差があります。まあ化学工業で昭和三十六年を見ると、大体二千六、七百万円一人の就労の場ができていくというのがこれによって明らかなんです。で、たとえば家具とか、そういう手工業的なところは百万円とか、身の回り品、裁縫とか、そういうところは五十万とかい

のがありますけれども、大体この三十二年を限界にして、雇用の係数を見ますと三十七、三十八、三十九年——急速に三十六、七、八には大中小企業が新規学卒に雇用集中をしました。しかし、その雇用集中も三十七年度が限界で、三十八年度は、もはや学卒に対する雇用の殺倒率が三倍、四倍になってきた、三倍、四倍といえますか、四分の一、三分の一に求人と求職との関係がなってきたから、三十八年度は半分も

満たされていない、三十九年度に至っては、もうトップ・メーカーでも五、六割しか満たされていないというのが現状だと私は思っています。そこで、先日から議論してきたのは、学卒と中高年をひとつミックスして雇うような指導計画をしないといくは主張してきたところなんです。そうしますと、この化学産業なんというふうなもの、ここで〇・〇四ですけれども、もう三十七、三十八、三十九年、今日の時代では、まあ極端にいえば〇・〇一か二ぐらいのところではないかと私は思っています。そういう大きな、五千万円も八千万円も投資しなけりゃ一人が働かぬ場所がないような産業ですね。それから、五十万か百万投資すれば一人雇える産業、私の中の中小企業退職金の問題で問題にしてるのはそこなんです。だから、人間にかわって機械が物を生産をして、そうしてそれが社会に貢献するというのだから、このこと自体を非難しているわけじゃない。むしろそれによって国民の生活が向上することだから、いいことだと私は思っているわけです。そのことはい

いことだけでも、このようにして中小企業の退職金を保護助成していき——根本的にいえば、私は、所得保障の年金によって老後の生活が保障される。いまの日本の年金制度は働いている人だけではありませんけれども、今日の社会の住民主権——日本も同じですけども、ヨーロッパ各国の国について見ても、その働いている人ばかり

じゃなしに、妻も子供もその所得保障が行なわれて社会保障が発展している、こういう問題については、これは厚生省の関係だから、労働省はどうも無関心でおられるようなんです。たとえ厚生年金がこれだけでもめていても、労働省はちやうど遠くから高見の見物をされているような感じが私はいたします。非常に残念なことだと思ふ。それでいて中小企業退職金をふやすことは、そのことだけとってみたら、それに私は理屈をつけているわけでも何でもないのです。今日この法案に対して文句を言っているわけでも何でもない。ただ、保護助成していくところのピントがはずれていやせぬかということを私は言っているわけなんです。化学工業で五千万、八千万投資しなければ一人の就労場ができればいい。産業と、五十万、百万でそこへ収容している零細な下請加工工業のようなところに、生産と取流との関係で、私はそういうところに初めて——零細企業、それから経営的にも困難な企業、そういうところに社会保険も十分に掛けられない企業がたくさんある。そういう状態の中で、退職金だけ、かっこうだけで下は百円からよろしい、上は二千円だということでありますけれども、そういう掛けられないところの企業にこそ私は補助金を集中して、五分、一割なんというものがじゃなしに、二割も三割も——まあ限界があるでしょうけれども、私は、そういう気持ちでそういう零細なところを保護してやるというのが中小企業退職金法案の立法のたてまえではないかと思つている。だから、私は、これをやかましく出してくれと言つて、よろ

やく出てきたわけですけれども、そんなに五千万も八千万も出すようなところの三百人の従業員といつたら、百億、五百億、二百億も投資して二百人か二百五十人くらい雇って生産をあげているこの業自身に私は文句言いません。けっこうなことだと思つけれども、なぜそういうものをセレクトしようもしないでそんなところに金を出さなければならぬか、国家のとうとい血税をつぎ込まなければならぬかというところが問題だ。私は、労働大臣に、そのことだけは、将来の方向というものは明らかにしておいてもらうために労働大臣に来てくれと言つているのだが、技術的な問題として、私は、労働省の事務当局でそういう問題を今後どうするかまででそれじゃやめてくれのか、ほんとうに第一の問題は、所得保障の年金の問題が第一に出てくるでしょう。将来は補完措置として、退職金の問題がこれは日本の歴史的なものとして残っていく。これを何も廃止せいかどうかどうせいかという議論を私はしてない。これ自身にも期待があるから、その補完的なものを労働省はやる、この気持ちはありがたい気持ちはなんだ。だけれども、そのやらなければならぬところの労働者の老後の保障、老後の保護という肝心な柱が少し抜けていやせぬか。肝心な柱というものは、これで実際にみんなができるように保護してやるのが保護だ、そうしてもっともつと私はいま厚生年金が問題になつていような、ああいう所得保障のところへ、皆さん方は、厚生省の問題じゃなしに、労働省の問題として取り組んでいただかなければならぬ問題があるのじゃないか、そういうところ

ろを私は問題にしているのです。だから、事務当局としての今日までのもの考え方、作業、今後の考え方について、政務次官もおいでになりますから、私は、やはりそういう点はどうしていくのだというところのお考えをひとつ聞かしていただきたい、こう思つてます。

○政府委員(三治重信君) 先生のおまの政策的見地と申しますか、人道的見地についての御意見は、私たちも趣旨としては同感でございます。ただ、実際の行なう上における政府の施策のきめこまかいことは必要でございますけれども、補助金の種別を、そう何と申してはわりあいできませぬけれども、長期の部面につきますとかなかなか困難だろうと思つて、それはやはり産業の興廃によつて企業の規模が変わりますし、それをきめていくと、初めは百人の規模のものが、十年、三十年後にその企業は五人になるかも知れぬし、あるいは千人の規模になるかも知れぬし、あるは五千人の規模になるかも知れぬし、その中でどの点で小規模とつかみ、どの点で大規模とつかみ、補助率を適用していくかという、こういう点で、非常に技術的な点にぶつかつてきて、とめどもないような議論になります。したがつて、現在厚生年金でも、三万人の大企業におきましては十人の小企業におきましても、補助率は一律にしていくわけでございます。ほかの部面の社会保険についての政府の補助率は、非常にたくさん貸金を取つていない労働者には少ない補助金を出し、少ない貸金を取つている場合には多く補助金を出すという制度は、理屈はわりあいにまたそういう議論もいわけ

すけれども、実際それが長期に対して計算をどこへ基準を置いていくかということになりまして、そういう規模とか貸金の額で補助金の個々の割合、また、企業に対する種別をむすかしい問題ではないかと思つて、われわれも、そういう趣旨については決して異論があるわけではないのですから、今後十分検討していきたい。しかし、現在の政府のいろいろな社会政策上とつては、全部一律にやっておりますので、われわれとしてその線に沿つてやつていく。先生の御趣旨につきましましては、今後ともわれわれは検討していきたい、こういうふうに考へておられます。

○藤田藤太郎君 ぼくはそのところあたりがよくわからぬのだけれども、たとえば所得保障なんというものは、憲法に示すように、主権在民の憲法に基づいて、その個人の所得を保障して生活を保障していくという柱に、企業の類別ではなしに、集中していく性格のものだと私は思ふ。健康保険しかり、失業保険しかりだと思つて、いまのような話なら、何で三百人という限界をきめなければならぬのか。それなら千人でも五百人でも同じ企業にみな五割、一〇%出したらいいということになる。これは貸金の補完処置的に社会保障が日本に発達していないから、貸金のあと払いとか、補完処置的な要素をもつて退職金というものができて、これは歴史を言つたら長くなるから私は議論いたしませんけれども、そういうところじゃないかと思つて、だから、五十人か三十人の限界をきめ

て、何とか下にあるのを、この社会経済の中で圧迫を受けているという、置き去りにされているところの労働者をちよつとでも救つて、少しでも上げていこうという趣旨から出発した中小企業退職金共済法という、そのもの自身については、気持ちはりつぱなものだと思つて、それだからとつて、いま所得保障とか医療保障とか、そういう社会保障的な、憲法に基づいてやつていっているものとの関係で補助金が一律であるからという議論をここへ持つてくるならば、三百人とか五百人とか切らなくてもいい、そんな理屈には私はならないと思ふ。ここはそういう理屈じゃなしに、大きい会社には退職金がある、小さい会社には退職金がないから、何とか保障してやろうじゃないかという、ここがあたたかき事務当局の努力だと私はほめるわけなんです。ほめるけれども、肝心のところになつたらピントがはずれていやせぬかというところ、ちゃんとそういうところはセレクトして、きちんと皆さん方がつくるという趣旨に合うようになされないかというところを言いたい、そんなんです。そのところがどうも途中で、初めはよきよきだけれども、あとになるという議論が展開してくると、どうもわれわれには納得できない。そういう議論をお吐きになるなら、そういうお考えが事務当局にあるなら、それならなぜもつと所得保障の問題で、厚生省ちよつと待て、労働省としては、労働者が千七百万人も八百万人も参加をしていられる厚生年金の所得保障の問題にほんとうに本腰を入れて、日本のそういう労働者の、たとえば官公労の国

家関係の所得保障の問題にあわせてみて、これじやいかぬから、産業の労働者の何でそのところにもっと力を入れないのか。厚生年金なんというものはわしのところにもらいたたい、わしのところでもやるのだというくらいに労働省にかまえておいてしるべきだと私は思う。その一律なんだという議論なら、私はそういう議論はもうやめまじょうじやないか。そういうことじやなしに、せつかく中小企業、零細企業の労働者の老後の生活をみよというなら、もつとそこに合ったような方法を持つてこられたらどうなのかというところが私の議論の中心なんです。そこを皆さんも、初めの段階では趣旨は同じだといふ労働局長が言われたことは、労働省の皆さん方も、そういう何かとして客細な方々の、そして経営自身に経済的な圧迫があつて困難な状態の企業の中の労働者を救つていこうという気持ちには、皆さんだつて変わりはないと私は思ひます。変わりはなく、けれども、そのこと自体を実現されるようになさなさいのではありませんか。

○政府委員(三治重信君) わかりました。確かに御趣旨については私たちも同感でございます。ただ、いま現在ついでにおります補助金は、掛け金二百円の部分についてだけでございます。その点で、われわれのほうは、今度規模を二百人から三百人に上げるについで、やはり下のほうをもつと補助金を上げようというふうにしたわけでありませう。その上げるについての何と申しますか、財政当局なんかとの折衝において、そういう先生の御趣旨も予算上の問題としては考へて、また、趣旨と

してもいいから、妥協はしようと思つたのですけれども、全然これはもう奨励補助であつて、もう最低限度でいいのだ、それ以上は将来にもつとごい負担になるから、奨励補助はもうごいことはできぬというふうなことで、この補助金の問題につきましても最後までもめて、結局手つかずになつたという意味で、先生のそういう御意見について、何と申しますか、中身に入るまでに至らずに予算折衝が終つてこれが改正できなかつたというふうな御理解願ひたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 そこで、それじやこの中小企業退職金の問題は、私は、この前もこの法案が出たときにやかましく言つたところというのには、皆さんよく御存じだと思つていたのです。だから、今度の手直しの際には、そういうきめこまかくその問題も含めて改正されてくるものだ、われわれもそういう面では応援せにやいかぬ、こう思つたところが、もう何か一律に、しゃつとただ事務的に扱つて出てきたという、われわれも立憲府でこの法案を審議するという道義的な責任が私にどうしてある。道義的な責任が私個人としては免れない感しを持たなければいけません。私は、労働省自身が、現実の産業の実態、経済の実態、産業構造の実態というものを踏まえてそれと取り組んで、一番には、所得保障の問題に全精力を入れていたで、それで厚生省が年金をやつていられるから高みの見物じやなしに、何とか、日本のいまの産業労働力の中の雇用関係の今日の水準を、私が言わなくても、労働省はよく御存じだと思ひます。雇用労働者というものは産業労働力の中で大体七〇%くらいあるのが正常だと思ひ、それが五五%やそこらにとどまつていくというのには、長時間労働や労使関係や就業状態というものが近代化していかない、そのことがいまいちやうな半失業や潜在失業を生んでいるというところで、ここで議論しなければならぬのです。そういうものが整理をされていかなければならぬし、そういう指導を労働省がやらなければならぬし、週六十時間以上働く者が千三百万人もいるというところは、これは経済、貿易等、あらゆる外国との関係において非常に問題になつているのであります。これは事実なんですから、そういうものが整理されてきて潜在失業、半失業というものが解消する。その失業者が顕在化していく状態の中で日本の労使関係の近代化が生まれ、日本の経済、社会が近代化すると思ひます。私は、こういふうたいに確信を持つておられます。それなら、そういう状態の中で働かない人の所得保障、家族や子供の所得保障をどうするといふ議論が出てくる。いまの共済年金の関係者は、何人くらいですか、三百万人くらいだと思ひます。厚生年金は千七百万人くらいあります。共済年金に關係しているのは、公務員と国家机关と地方公務員と、これだけあります。これは急速に二千万人をこえると思ひます。本来の近代化した各国と並べたら、日本は四千七百万人の産業労働力の中で、雇用労働者が七割といたしたたらどうなりませうか。三千二百九十万人となりませう。その大多数はこの厚生年金の利用者になります。それなら何

も厚生省にまかしておくのじやなしに、労働省がそれをひつかまえて今後の労働者の老後の所得保障の問題は全部労働省で引き受けたというくらいのかまえていまの共済年金との差の問題をどう縮小していくか。老後の生活をいまの産業の労働者、あらゆるところで働いている労働者と農民も含めて所得保障をやつていこうというものが労働省のほんとうの一番大きな命題だと思ひます。その命題を無関心にしておいてはなつて一退職金をつくらうといふことはけつこうです。けつこうですけれども、それが経済、産業の二重構造の現状をたな上げしてそれが一律に中小企業退職者保護をやると矛盾が出てきます。大きなところになぜ補助金を出さなければならぬか。私は、長期といふお話が出ましたけれど、民間投資もここ四、五年の間にウナギ登りに三兆、四兆の投資が行なわれています。この状態が日本の生産機関の投資といふものはコントロールされながらも、資金力の裕福なところ、化学産業とかさういふところに集中していくわけなんです。そういう今日の経済の状態をいへんに変えるといふことはできないと思ひます。たとえは日本の石油精製の一割五分から二割八分をあの東亜燃料はやつている。もつては二千人も従業員はおらない。もつて進むと私は思ひます。化学産業は、一人一億円出さなければ一人の就業の場ができないほど化学産業は進んでいく。これは人間の能力や科学の発展に伴つて、当然なことは道だと思ひます。そうなるにつれて、ほんとうに困つていられるところもあるのです。所得保障や医療保障の問題とは違ひ、そういう考えを私は持つてもらいたたい

に、労働省がそれをひつかまえて今後の労働者の老後の所得保障の問題は全部労働省で引き受けたというくらいのかまえていまの共済年金との差の問題をどう縮小していくか。老後の生活をいまの産業の労働者、あらゆるところで働いている労働者と農民も含めて所得保障をやつていこうというものが労働省のほんとうの一番大きな命題だと思ひます。その命題を無関心にしておいてはなつて一退職金をつくらうといふことはけつこうです。けつこうですけれども、それが経済、産業の二重構造の現状をたな上げしてそれが一律に中小企業退職者保護をやると矛盾が出てきます。大きなところになぜ補助金を出さなければならぬか。私は、長期といふお話が出ましたけれど、民間投資もここ四、五年の間にウナギ登りに三兆、四兆の投資が行なわれています。この状態が日本の生産機関の投資といふものはコントロールされながらも、資金力の裕福なところ、化学産業とかさういふところに集中していくわけなんです。そういう今日の経済の状態をいへんに変えるといふことはできないと思ひます。たとえは日本の石油精製の一割五分から二割八分をあの東亜燃料はやつている。もつては二千人も従業員はおらない。もつて進むと私は思ひます。化学産業は、一人一億円出さなければ一人の就業の場ができないほど化学産業は進んでいく。これは人間の能力や科学の発展に伴つて、当然なことは道だと思ひます。そうなるにつれて、ほんとうに困つていられるところもあるのです。所得保障や医療保障の問題とは違ひ、そういう考えを私は持つてもらいたたい

思ひます。もつときめこまかく生産機関におけるその状態を考へていただかなければならぬ。五十人も使つていられる間屋筋なら大メーカーとも太刀打ちできないな援助をやるのか。同じことを零細な生鮮食料を扱つたり、実際に庶民のその日の生活を扱つているところで、どうにもならぬところとそんな大メーカーと同じでなぜそんな補助金を出し、税金を使わなければならぬのか。そんなことは労働省で、それは事務的には繁雑ではございませうけれども、産業別に、工業統計でもここに出てくるわけですから、私はそんなことくらゐはできるはずだと思ひます。たとえば労災保険でメリット制をおやりになつていまして、私はあつた方向を見て努力をしてきた一人ですけれども、あつたメリット制というものが実現できているのです。そんなら、なぜそれに就いてそのような思想でこの退職金の保護措置をお考へにならないのか。これが私のほんとうに考へ直していただきたいと思つておられます。いまの労働局長の話をお聞きと、そこまで議論をしないうちに終わつて予算化してしまつたというのだけれど、あなたのところの事務的な方向としてはそれでいいかもしれません。国民の側からしてみたら、立法作業がおくれたら、国会の末までに整備して出したつていいじやありませんか。これは議論をひねくり回すところでない、国会は。だから問題は、その法律そのものがよければ、皆さん専門家はかりですから、そんなに何日も議論をせぬでも法律にすることはたやす

思ひます。もつときめこまかく生産機関におけるその状態を考へていただかなければならぬ。五十人も使つていられる間屋筋なら大メーカーとも太刀打ちできないな援助をやるのか。同じことを零細な生鮮食料を扱つたり、実際に庶民のその日の生活を扱つているところで、どうにもならぬところとそんな大メーカーと同じでなぜそんな補助金を出し、税金を使わなければならぬのか。そんなことは労働省で、それは事務的には繁雑ではございませうけれども、産業別に、工業統計でもここに出てくるわけですから、私はそんなことくらゐはできるはずだと思ひます。たとえば労災保険でメリット制をおやりになつていまして、私はあつた方向を見て努力をしてきた一人ですけれども、あつたメリット制というものが実現できているのです。そんなら、なぜそれに就いてそのような思想でこの退職金の保護措置をお考へにならないのか。これが私のほんとうに考へ直していただきたいと思つておられます。いまの労働局長の話をお聞きと、そこまで議論をしないうちに終わつて予算化してしまつたというのだけれど、あなたのところの事務的な方向としてはそれでいいかもしれません。国民の側からしてみたら、立法作業がおくれたら、国会の末までに整備して出したつていいじやありませんか。これは議論をひねくり回すところでない、国会は。だから問題は、その法律そのものがよければ、皆さん専門家はかりですから、そんなに何日も議論をせぬでも法律にすることはたやす

いことだと思っておるのです。だから、そういうところにもどうもこだわって、法律を出した以上はなかなか変えられない、またこの議論が次の国会に延長してしまふ、そうするところから、もう修正もせぬとほうっておくか、こういうことで法律を扱つたら私はいけないと思うのです。問題はもつと裸で社会労働委員会に投げ出されたらいい。どうしたらいいか、もう一べんあなたの方の意見を聞かせてください、政府の責任で法律をつくるにあつて、あなたの御意見を聞かしてくださればと投げ出して聞いたらいいと思う。この前の法律改正のときからの議論はいろいろありました。ありましたけれども、この一点です。この法律の趣旨は何も反対いたしません。零細についてはよろしゅうございます。法律をつくることはよろしい。補助金も出さず、場合によつたらもつと上げてよろしい。これは国家財政の關係だから、何割上げたらいとということも言われませんが、もつと零細なところは上げてよろしい。上げるならほんとうに困つてるところに上げようじゃありませんか、こういう議論だけなんです。この法律の議論は今度で三回目です。事務的にひゅつと流れてきて、五十人だ三百人だということでは、私はどうもこれは納得がなかなかしにくいわけです。いま労働局長が言われたような気持ちで労働省が新たに取組むというなら、大きな宿題として、この法案はひとつできるだけの機会に手直しをして、やはり国民の経済、社会生活の実態に合ったようになつて法律が出てくることを私たちは期待せざるを得ないと思つてお

ります。その肝心なところをはつきりしておいていただきたいと思つておる。きょうお出しになつた「対資本限界雇用系数表」はまだ皆さんに出ていないわけですが、こういうものでも工業統計が三十六年度しか出ていないとおつしやるけれども、通産省をもつと叱咤勸励して、去年のものくらいは出て、それをわれわれ社労委員はみんな知つて、いまの産業の実態がどうなつて、そこで働いている労働者の状態はどうなつて、かかっていることは社労委員全部、私は皆さん方がこういう資料をお配りになつて、お互いに勉強をして、日本の社会実態はどうなんだということをおやりになることは、労働者としてしていただきたい、私はこう思つて、やかましく言つて、この前からちよつと言にくいことを言いますけれども、そんなものありません。ありまさんと、よりやく三十五年と三十六年の分は出してきていただけたけれども、こんなもの一年もせぬか、私はやろうと思つたらできるはずなんです。通産省も似たようなことをやつて、いるからこんなことになるのじゃと思つても、もつと政治というものは、実態に触れて、実態に触れた法律というものが進んで全体が進んでいくか、こつちによつたり努力をしていただけたら、これはならぬのじゃないかと、こつちをわけて、だから、労働大臣が後刻おいでになつたらこの問題は明らかにしていただきますけれども、政務次官もおいでになつて、政務次官として、労働政務次官も、労働政務次官として非常に御勉強されているということをお聞きしておりますから、こういう問題に

ついでの御所見もひとつ聞かしていただきたいと思います。藤田委員の御指摘のとおりであるか、まさにもつと共感を覚える点が非常に多々ございます。このように、まさにもつと叱咤勸励して、去年のものくらいは出て、それをわれわれ社労委員はみんな知つて、いまの産業の実態がどうなつて、そこで働いている労働者の状態はどうなつて、かかっていることは社労委員全部、私は皆さん方がこういう資料をお配りになつて、お互いに勉強をして、日本の社会実態はどうなんだということをおやりになることは、労働者としてしていただきたい、私はこう思つて、やかましく言つて、この前からちよつと言にくいことを言いますけれども、そんなものありません。ありまさんと、よりやく三十五年と三十六年の分は出してきていただけたけれども、こんなもの一年もせぬか、私はやろうと思つたらできるはずなんです。通産省も似たようなことをやつて、いるからこんなことになるのじゃと思つても、もつと政治というものは、実態に触れて、実態に触れた法律というものが進んで全体が進んでいくか、こつちによつたり努力をしていただけたら、これはならぬのじゃないかと、こつちをわけて、だから、労働大臣が後刻おいでになつたらこの問題は明らかにしていただきますけれども、政務次官もおいでになつて、政務次官として、労働政務次官も、労働政務次官として非常に御勉強されているということをお聞きしておりますから、こういう問題に

ので、この辺をひとつ御了承願いたいと思つておる。藤田委員の御指摘のとおりであるか、まさにもつと共感を覚える点が非常に多々ございます。このように、まさにもつと叱咤勸励して、去年のものくらいは出て、それをわれわれ社労委員はみんな知つて、いまの産業の実態がどうなつて、そこで働いている労働者の状態はどうなつて、かかっていることは社労委員全部、私は皆さん方がこういう資料をお配りになつて、お互いに勉強をして、日本の社会実態はどうなんだということをおやりになることは、労働者としてしていただきたい、私はこう思つて、やかましく言つて、この前からちよつと言にくいことを言いますけれども、そんなものありません。ありまさんと、よりやく三十五年と三十六年の分は出してきていただけたけれども、こんなもの一年もせぬか、私はやろうと思つたらできるはずなんです。通産省も似たようなことをやつて、いるからこんなことになるのじゃと思つても、もつと政治というものは、実態に触れて、実態に触れた法律というものが進んで全体が進んでいくか、こつちによつたり努力をしていただけたら、これはならぬのじゃないかと、こつちをわけて、だから、労働大臣が後刻おいでになつたらこの問題は明らかにしていただきますけれども、政務次官もおいでになつて、政務次官として、労働政務次官も、労働政務次官として非常に御勉強されているということをお聞きしておりますから、こういう問題に

だん進みつつあるわけですが、そのところあたり、さつきから言ひよりに、労働省はひとつも関心を示されていない。これは残念だといふ話をしておる。これは今後はそんなことはいらない。大臣にひとつ約束を私はいたいと思つておる。それから、この前からも申し上げておりましたが、定年退職の問題ですが、先日鐘紡で、武藤さんがあつた。先づ聲明を出しておやりになるという事になりまして、企業によつて内容は、定年制の廃止の問題についてはいろいろと意見が出てきて違つてくると思つておるけれども、問題は、労働者が五十五歳で首を切られて、そうして厚生年金が五十五歳から支給であつたのが六十歳になつて、五年間というものは子供の金の出さかりで、生活に支障を来しているという現状なんです。これはもう申し上げるまでもないと思つておる。それで、ぼちぼち定年制が延びていくところとか、または今度の鐘紡のようなところとか、そういうものは出てきておる。それから、私には、労働者が五十五歳で定年制をやめて、やめて、そのときに退職金があるか、五年間の食いつぎをどうするか、という問題があります。そういう問題から考へて、労働力が足りない人ならば、これはどうにもなりませんけれども、ほとんどの日本の労働者というものは労働力があるわけですから、その労働力がある人が五十五歳でいいところだけとつてやめていくという定年制の問題については、外国にそんなところはないです。外国で定年制のあるところはないです。それを一番効果的のいいところだけ使つて、あとはちよつとしてしまふというふうなやつで、

職金とかこういふものが出てくるわけです。その根本をなすものは、労働力のある間働いて、働けなくなつたときは国家社会が所得保障で守つてあげるといふ関連のその一つとして、やはり定年制の問題は重要な事項だと、私はこれと関連してその思ひです。大きなフアクターだと思ひます。どうですか、定年制の問題について研究するといふお答えなんですが、倍増計画の民間部会の定年制の問題の検討、それから、定年制の将来の構想を述べられからもう五年ぐらいになりますね。三十二年、三年をベースにして、三十六年からの倍増計画のときの前の倍増計画の、あのあそこでも定年制問題に触れておきます。それから私、四、五年になると思ひますが、労働省どうですか、この労働者の定年制について何か結論を出しておられますか。

○政府委員(蔵内修治君) 定年制の問題につきましても、最近鐘紡が定年の延長といふことを発表いたしました。以来、急速に特に関心を寄せてきておるよう思ひます。確かに定年制、まあ人間の平均寿命も伸びてきておる今日でございます。定年制は、日本の場合に、御承知のとおり、大抵民間企業におきましては五十五歳という点になっております。五十五歳になりましたあとは嘱託とか、その他いろいろな名義で在籍をされておるところもございまして、他に転職を勧奨しておるところもございまして、そういうふうなことで、一がいにくく職場を失つておるわけではございませんけれども、いずれにしても、定年が五十五歳というのは現状では少し早過ぎると

いふ声がかかり有力に起こつてきております。そういう点から外国の例などいろいろと労働省でも調査をいたしておりますが、外国の例によりますると、大体年金であるとか恩給というより老後の所得保障の制度がわりあい早く開始されるわけですね。したがって、その早い時期にそういう保障があり、しかも、その年金なり何なりの給付率が非常にわが国の場合に比べて高い水準にございまして、無理に働かなくても、もうこの辺でやめるといふことで、非常な無理のない退職といふ状態が行なわれておるようでありまして、そういう状態から比べまして、日本の場合には、定年を延長するといふこと自体よりも、定年後のやはりそのような年金制度であるとか恩給制度であるとか、そういうものが並行した形に行なわれませんと、ただ定年だけを延長することだけではたして解決がつかぬかというふうな問題もございまして、さらに、日本の場合には、公務員、あるいは地方公務員といふような点の定年といふ点、定年制は実際に制度としてはございせんけれども、非常にむずかしい問題をかかえておられますので、労働省をたしまして、いま賃金研究会におきまして定年制の一つの重要な課題として御研究を願つておることでありまして、その検討の結果をまらまして、内閣全般として、公務員制度調査室といふようなものもございまして、それらも十分意見の調整をいたしました末に結論を出したいと思ひます。現在の労働省の定年制の研究といふのはそのような形で進められておりますが、まだしばらく時間を要

するのではないかと私は考へております。藤田藤太郎君 局長、何かありませんか。○政府委員(三治重信君) いま政務次官からおつしやられたとおりでございまして、労働省も、こゝしに入つて早々、大臣からの下命で、事務当局で各方面の資料を集めて検討しております。ただ、これは法律でどういふ、いわゆる労働立法としてどういふ、こゝしには見通しとしてはいかな。結局、賃金、雇用との関連でどういふことが転換できる方法を指導奨励していかぬかと思ひます。事実、いま政務次官がおつしやられたように、大企業においては、相当定年制のあるところはその点についてやはり研究をしておるし、そういう事実も出てきておるので、今後そういう雰囲気は、一そり出してくる。ただ、実際の個々の企業レベルにおいては、やはり年功序列型と雇用の量といふものとの関連で、やはりその行末をはつきりつかめないと思ひます。いづれにいたしても、事務当局でも、具体的にどういふ条件の場合にこの五十五歳の定年が延ばせる可能性が出てくるかといふことについては研究もしてまいつておるわけでありまして、藤田藤太郎君 どうもちょっとおこ

ころがあるのか、ちょっと知らしてください。○政府委員(三治重信君) いま政務次官がおつしやられたのは、われわれが調べたところでは、むしろ社会保障制度としての年金が六十歳あるいは六十五歳で開始される、それがあつたら、各企業においてはその年齢に達すると自然にやめていく、したがって、何も定年制を設けなくても、企業が残つておつてくれと言つても労働者は残つていないのが一般的である。しかし、企業から労働者が不足する、ことにドイツなんかから見れば、もつと残つておつて働いてもらいたい、企業側から見れば、そういう意味においては、企業は、いわゆる国家が保障している社会保障の年金制度といふものが早過ぎるといふ感じを持つておる。企業者も、相当われわれが調べたところでは、若過ぎるといふのがあつて、こゝしから見ると、そういうふうな、労働者側から見れば、もうそれで長年働いてやつと年金がもらえて、働かなくて生活ができるのだから、それでとつとやめていく。しかし、企業から見ると、この労働者不足のときにはもつと働いて、年金をもらいながらでも働いてくれぬか、そうすれば、あるいは年金がもつと高年齢になれば、そういうことでもなくて、もつと働いてくれるのではないかと、こゝしからいふこともございまして、藤田藤太郎君 どうも外国は、私の聞き間違ひか知らぬけれども、年齢が若くて、そこから所得保障に連なつていふといふようなお話が、ちよつとあつたと思ひますけれども、どういふと

ころがあるのか、ちよつと知らしてください。○政府委員(三治重信君) いま政務次官がおつしやられたのは、われわれが調べたところでは、むしろ社会保障制度としての年金が六十歳あるいは六十五歳で開始される、それがあつたら、各企業においてはその年齢に達すると自然にやめていく、したがって、何も定年制を設けなくても、企業が残つておつてくれと言つても労働者は残つていないのが一般的である。しかし、企業から労働者が不足する、ことにドイツなんかから見れば、もつと残つておつて働いてもらいたい、企業側から見れば、そういう意味においては、企業は、いわゆる国家が保障している社会保障の年金制度といふものが早過ぎるといふ感じを持つておる。企業者も、相当われわれが調べたところでは、若過ぎるといふのがあつて、こゝしから見ると、そういうふうな、労働者側から見れば、もうそれで長年働いてやつと年金がもらえて、働かなくて生活ができるのだから、それでとつとやめていく。しかし、企業から見ると、この労働者不足のときにはもつと働いて、年金をもらいながらでも働いてくれぬか、そうすれば、あるいは年金がもつと高年齢になれば、そういうことでもなくて、もつと働いてくれるのではないかと、こゝしからいふこともございまして、藤田藤太郎君 どうも外国は、私の聞き間違ひか知らぬけれども、年齢が若くて、そこから所得保障に連なつていふといふようなお話が、ちよつとあつたと思ひますけれども、どういふと

は、やつぱり勤勞して人生の喜びがあると思ひます。そうして勤勞といふのは、労働力を社会に提供して、その社会経済が発展していくといふ、このような姿なのだとお思ひます。だから、それにも人間の体力その他に限界があるから、まあこの程度まで来たら、六十歳とか六十五歳になつたら、その後はみんなやめて、働ける人は働いてもらつても、老後を社会によつて守つていこうじゃないかといふのが所得保障だと私は思ひます。ですから、そのもう一つ裏を返せば、労働力のある者が社会で半失業や失業で遊んでいられるといふようなものはないことはやめようじゃないかという思想につながつてくると、私はその思ひから、そういう意味からいって、五十五歳に人間の限界があれば五十五歳で定年制にして、それから所得保障すればいい。六十歳まで労働力があつて社会に貢献することが、また、それが社会や経済に必要ななら、そういう姿の中から人間の限界が来たら、あとは所得保障といふか、こゝしになつていくのが自然の姿だ。労働力の不足のところは、なおさらそういうものがみんなの意見の中できめられてきておる。だから、定年制があるからといふこと、じゃなしに、持つておる労働力を一〇〇%社会の中に貢献してもらつておるじゃないかという思想じゃないか、いまの各国の進んでいられる姿は、さうだと思ひます。だから、六十歳といふのは少ないです。六十五歳、七歳といふところもあつて、それまでは身に合つた仕事を社会に提供しながら、そうして限界がきたら、老後はみんな国や社会の保障で所得保障して、そして老後の人生を楽しんでも

らうという姿になつてゐるのが、いまの外国の姿じゃないか。産業国といひますか、工業国といひますか、近代的な国家の姿じゃないか。そういうものを踏まえて定年制の問題を考へてゐたのではないと、その角度が違つてくるので、少し本来の姿と変わつてくるのではなからうかという気がしてきます。きよはもうやめますけれども、そのところろあたりが先の議論と通じてくると私は思ふので、そういう点は労働省として賃金研究会その他おやりになつてゐるのにもまだ結論が出てゐない。私は、もつと深くこの問題をきつておやりになるかまへえ持たなければ、何年たつても結論があつちに遠慮し、こつちに遠慮したら、できやせぬのではないかと気がするわけです。そこらあたりの動向を聞きたいのですけれども、鋭意研究中ということですから、これ以上は私はいません。言ひませんけれども、倍増計画で国民にだけだけの計画案を発表しながら、少しテンポがゆるいんじゃないですか。

○政府委員(三治重信君) 少し補足して御説明しますと、われわれが今度定年制がわが国において五十五歳といふのは若過ぎるのではないかと、もう少し延ばすべきだといふふうな線を労働政策として出す意欲はあるわけですが、先進国の例をいろいろ調査してみても、それは先生のおっしゃつたように、六十歳あるいは六十七歳、六十二歳といふふうに各制度があります。それは定年制といふことではなくして、社会保障を始める年齢なんです。したがつて、企業レベルにおいて、企業側が日本みたいに定年制を設

けてゐるところはあまりない。むしろ国が法律や社会制度としてそういう年金制度を設けて、それが各企業にいては自然に定年制になつてゐる、こういう意味でございます。したがつて、われわれのほうも、労働省としては、厚生年金が拡充され、改善されて、しかも、それがいまの五十五歳になつて、六十歳、六十五歳ということになれば、そこまでは企業でかかえらるるような社会的な条件をどういうふうにしてつくりつていくと定年制が延びるであらうか、こういうことについて検討を真剣にしてゐる、こういうことでもございまして、諸外国においては、むしろ定年制と申しますか、社会保障制度の開始が日本よりおくれおつても、なおかつ、まだ早いんじゃないかといふのが労働力不足の国における企業側の意見、労働者側は、いや、もうそれでたくさんだ、おれはもう三十年も四十年も働いたあと、それは五十五歳の定年か、そんならやましようといふことではないか、そんならやましようといふことを言われたら、それは五十五歳から社会保障があると思つてきつと申したところだと思ふ。日本みたいに五十五歳から社会保障がないところでは、社会保障のあるところまでいかにして定年制を延ばしていかうかといふことについての方法、手段、環境をどういふふうに変更していかうかといふことについてわれわれは真剣に検討してゐる、こういうことでもございまして。

○藤田藤太郎君 だから、私が言つてゐるのは、テンポがのろいといふことを言つてゐる。昔は厚生年金ができたとき

には五十五歳から支給なんです。そして共済年金と同じように、同じ姿で出発してゐるんですよ。それは昭和十七年ですから、戦時中ですからいろいろ見方もありますけれども、それが戦後になつてからぐんと変わった。で、まあ年金の額は低くても、六十歳から年金が支給といふことを労働省はいま御存じないような気がするんですね。いや、知つておられるなら、それはどういふお返事をされるか知らぬけれども、五年も六年も片つ方ではりつぱな方針を出しておきなうら、そこから以前のことはいまもせんけれども、いまだに鋭意検討中じゃ、ちよつとテンポがおそ過ぎる。今度五十五歳から六十歳の人はどうして食つてゐるだろう、労働省はどういふ関心を持つておられるのだからかといふことすら聞きたくなつてくるわけなんです。あまり議論はいたしませんけれども、そういうことを一つ一つ言つていつたら、やはり少しテンポがおそ過ぎやしませんかね。これは、だから厚生年金の審議であれだけやかましい社会問題になつたときも、遠くのほうからながめてゐるといふことになるんじゃないですか。だから、労働者を守る労働省といふものは、やはり労働者を守るだけ働かすんじゃないに、働いて社会に労働力で貢献したら、その人の生活を一生みるという心がまえで、何らかの形でその生活を守つてあげる、人生を全うさしてあげるといふところから出発しなければ、何かばつぱらと途中で切れていたらどうにもならぬじゃないですか、これは。そういう感じを受けますよ。

○政府委員(三治重信君) 厚生年金の

今度の改正の案につきましては、各試案ができた場合に、私たちは厚生省の事務当局と打ち合わせをして、その内容を聞いておきます。そして一百万円年金ができるだけ早く実現することをこいねがうわけでありまして。そうして年金の支給開始まで、労働省としては、民間雇用において雇用が維持されるような、そういう政策をとつていくといふことについては意見の一致をみている。ただ、具体的にどういふ線ですういふ可能性が出てくるかという技術的な問題になると、いろいろ問題があるから、それを鋭意検討してありますと、こつちうわけです。

○藤田藤太郎君 まあお昼ですからやめますけれども、私は、そういうことはもつときつて、労働省は労働者のサービス省といわれる、あらゆる角度から労働者を守り守るといふことは、労働者だけ守るのじゃなしに、やはり社会全体が近代化し、繁栄していく姿の中で守りながら、その労働者の持つてゐる労働力がより有効に社会に提供されて社会が発展するといふ、この導きをするのが労働省だと私は思ふのです。だけれども、そういう点はどうも守り方が足らぬといふ表現になるのかどうか知りませんが、関心が足らぬといふか知らぬけれども、きよはテンポが少しおそいといふことにしておきますけれども、もう少し真剣にひとつ取り組んでもらわなければ困るといふ、そのことだけを強く言つておきます。これはひとつ午後労働大臣にこの問題についてだけ御所見を承つておきたい、こつちう思つて、私のきよの午前中の質問はやめます。

○委員長(鈴木強君) 午後一時まで休憩いたします。  
午後零時七分休憩  
〔休憩後開会に至らなかつた〕

五月二十六日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十八日)

一、社会保障研究所法案  
社会保障研究所法案  
(は衆議院修正の部分)  
(役員職務及び権限)  
第九条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は所長を通じて厚生大臣に意見を提出することができる。



昭和三十九年六月四日印刷

昭和三十九年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局